

市民による核廃絶と「ファスレーン365」

佐賀大学理工学部教授 豊島耕一
高宮でのトークメモ, 06.12.27

0. イギリスの核兵器と「更新」問題

12月3日に白書「連合王国の核抑止力の未来」で核兵器保持を表明(別紙資料)。

反対の世論が約60%。

どの国の核兵器も国際問題である。

「ファスレーン365」計画について

イギリスの核兵器「トライデント」の更新決定時期に合わせ、更新反対(イギリスの核廃絶)の世論を高めるため、年間を通して非暴力による基地封鎖を行う。このため世界の市民が協力しあう。イギリスがいろいろな意味で「最も弱い」核兵器国であることに注目し、世界市民の力でこれを「各個撃破」し、核廃絶のきっかけとする。提唱者はアンジー・ゼルターさん。

1. 反核運動の新しい流れ

2004年現在で世界に28,590発もの核弾頭が配備または貯蔵[1]。 プリント参照(ピースデポ)

これに対して今まで多くの人々が反核運動 プリント参照(反核運動の歴史)

目立った成果

- 1) 「核兵器は一般的に違法」とした国際司法裁判所の1996年の「勧告的意見」
 - 2) 2000年の核不拡散条約(NPT)再検討会議で核大国に「核廃絶への明確な約束」をさせる
- しかし核の水平・垂直の拡散など状況は大変厳しい。

イギリスの反核運動トライデント・プラウシェアズ(Trident Ploughshares, TPと略)は市民の手で直接核廃絶を実行するという点で大変ユニーク。1998年5月の創設以来 [2] この数年で目覚ましい成果

- 1) 警察との間に驚くべき信頼関係を築き、
- 2) 一見過激な行動に幅広い市民の支持を集めることにも成功。
- 3) 「第二のノーベル賞」と言われるライト・ライブリフッド賞を受賞。

2. 「市民による核廃絶」に無罪判決

1999年6月8日午後7時、「メイタイム行動」。原潜研究施設を「非武器化」。10月21日、グリーノックの裁判所が3人に完全無罪の判決。

この判決から約半年後の2000年3月にアンジーを日本に招き、「3月のメイタイム」と称して北海道から沖縄まで全国縦断講演。 岩波の月刊誌「世界」の2000年9月号に講演内容。

3. 活動の原則とスタイル

公開性：実際に効果的な「非武器化」を目的とする場合は事前には秘密にするが、基地封鎖などそれ以外のすべ

での直接行動はその内容や日時、それに参加者の名簿まで事前に公表。秘密行動の場合も、メイタイム事件の時のように事後には必ず警察に届け、一般にも公表。このように警察との関係を重視する背景には、市民の安全を守るべき警察はむしろ率先して大量破壊兵器を取り締まるべきだとの考え。基地封鎖などの前には必ず地元の警察署長に手紙を送り、「大量破壊兵器関連施設の疑いがあるので取り締まって欲しい」と訴える。

非暴力と安全：自分も誰も決して傷つけない。言葉の暴力も否定。武器には素人なので核弾頭に近づくことはもちろん厳禁。

「アカウントビリティ」：法的、道徳的に見てもその正当性が十分説明できるし、またすべての活動にわたってこのことが確保されなければならない。（これはまさにグリーンロック判決によって公に認められた。）

合法性の理論の組み立て

- 1) どの国のものであろうと、大量破壊兵器は国際法に照らして違法であること。
- 2) もし市民に対してそれによる差し迫った危険があるのなら、そしてそれを防ぐあらゆる穏便な手段が尽きた時は、市民は自主的にそれを排除する権利と義務を持っていると考える。そのために必要であれば物を壊さなければならない場合もあり、これは暴力とは区別しなければならない。
- 3) ニュルンベルグ裁判によって確立された個人責任の原則もしばしば引用される。ニュルンベルグ裁判では、違法な命令を拒否しなかった公的立場の人の責任が問われたが、これをさらに一般人にも拡張すべきだと考えるTPの広報担当、デイヴィッド・マッケンジー氏が福岡での講演で強調。

別紙（長崎平和研究 No.21, 125-126ページ）

つまり、大量破壊兵器を見て見ぬ振りをすることは無責任であり、それを廃棄しない政府をそのままにしておくことも無責任。違法な命令に従ってはならないという義務は、市民がその違法な命令を阻止するべく介入する権利および義務として拡張されなければならないとする。

2006年現在14ヶ国226人がメンバー登録。メンバーは、「非武器化」のような長期間の投獄を覚悟する活動から座り込みなどでの一時的な逮捕まで、または逮捕される心配のない活動と、自分の気持ちや状況に応じて様々な活動のレベルを選ぶことが出来る。共通する絶対的な条件は非暴力と説明責任。

4. 支援する会の結成

アンジーは、メイタイム事件の3年前、96年にも似たケースで無罪の評決。

彼女を含む4人の女性がインドネシアに輸出される予定だった戦闘機をハンマーで壊してこれを阻止。リバプールの裁判所の陪審は「輸出先（東チモール）での虐殺防止のための正当な行為」との主張を認めて完全無罪の評決を下す。

これこれについての彼女の文章をを岩波「世界」に掲載するためのメールのやりとりをしていた。最後のメールには「6月4日以後は多分刑務所にいるので原稿の手直しはやりにくくなる」と書かれていた。

TP広報からの、彼女を含む3人の女性が「重要な非武器化を実施した」とのメール。

「メル友」が投獄されじっとしていられず、いろいろな活動を開始。共同通信が事件を報じ、事件から20日経た6月28日に「朝日」が報道。

5．裁判を「遠隔傍聴」，翻訳してウェブに

6．裁判の余波と高裁審理

この歴史的な無罪判決は，わが国では新聞で小さく報道されただけだったが，現地イギリスでは相当なショック

このまま放置出来ないと考えた政府は，「法務総裁の事件付託」と呼ばれる、スコットランドでこれまで7回しか行われていない非常にまれな司法手続きに踏み切る。

審理は10月9日に始まり，間に1ヶ月の休廷をはさんで11月17日に終了した[5]．裁定は年明けて2001年3月30日に出されたが，核兵器に対する判断は避け，グリーンロック判決を台無しにするようなもの．

7．さまざまな非武器化活動

毎年8月の約2週間，ファスレーンでキャンプを張る．冬か春には大規模な封鎖が1日の日程で行われてきた．

原潜の修理ドックがあるデヴォンポート，核兵器工場のオルダーマストン，トライデント潜水艦が建造されるローの造船所なども抗議行動，非武器化行動の対象．

メイタイム事件以外の，実際に核兵器システムに被害を与える行動

1)メイタイムの4ヶ月前の1999年2月，バローに停泊していた英海軍のトライデント原潜に二人の若い女性が泳ぎ着き，原潜のレーダー装置を破壊した．裁判は不一致陪審となり実質無罪．

2)2000年11月3日，カトリック司祭と奉仕員の二人が，ケンブリッジ州のウィットリング空軍基地に駐車中の核兵器輸送車4両をハンマーで壊した．裁判では有罪となり1年間の投獄が言い渡されたが，それに相当する期間すでに拘置されていたため，すぐに釈放．

8．新プロジェクト ファスレーン365

06年10月1日からまる1年間，スコットランドのファスレーン原潜基地を切れ目なく封鎖し続け，実際の基地の活動に支障を与える．1チームが48時間を担当，24時間ずつ前後のチームとオーバーラップ（必ずしも実行されていない）．

単なる座り込みでなく，互いに手と手を錠前・カラビナで繋ぎ，その上にプラスチックのチューブを被せる（これを“ロック・オン”と称する）などの戦術で，警察の解除の時間を長引かせ，封鎖を少しでも実効あるものにする．

アピール度（visibility）を重視し，目立つ工夫をする．参加者，参加チームの主張を積極的に世界に発信する．

結局は警察に排除されて，その際何人かは逮捕されるが，一晩の留置で釈放され，ほとんど起訴されない．10月からの延べ逮捕者数は約400名．起訴は5名のみ．（裁判所が麻痺するため起訴出来ないのかも知れない．）12月9日にはノーベル平和賞受賞者まで逮捕される．

日本実行委員会による封鎖

来年夏の前爆の日を予定している．派遣目標は50名．

イギリス政府に対する請願署名

ネットと紙を併用．

10．日本では無理か？

イギリスだから可能なので、日本では無理か． 辺野古の<<海上座り込み>>ですでに成果

他方、単なる「ピラ配り」が「直接行動」とされるという面もある．

また、逮捕や拘留まで覚悟では、とても仕事とは両立しない．

冒頭で紹介したような無罪判決はイギリスでも数からいえば希．イギリスの場合でもリスクを伴う活動をするのは年金生活者のような自由人．

しかし勤め人でも休暇を取って一泊二日を（その程度であれば）警察の留置場で過ごすのも悪くはない．また支援活動だけならだれでもできる．問題は職場や社会の「視線」．そうではない文化を作っていかなければならない．それにはリスクを受け入れて実践するほかないであろう．

「悪法も法なり」？

法には上下関係がある．上位の法と下位の法が矛盾するとき、判断を迫られるのは「悪法にも従うべきかどうか」ではなく、「どちらの法を選ぶか」．

[1] 「核兵器・核実験モニター」215,216合併号，2004年8月15日，NPO法人ピースデポ発行

[2] 1998年5月2日に広島、ロンドン、エディンバラ、ブリュッセル、エーテポリの同時記者会見で行動開始が発表された．広島ではアンニャ・ライトと大庭里美が会見．

[3] 「ゴイル湖の平和運動家を支援する会」ホームページ
<http://www003.upp.so-net.ne.jp/maytime/goilsupt.html>

[4] ニュールンベルク裁判の諸原則は次の国連サイト参照
<http://www.un.org/law/ilc/texts/nurnberg.htm>

[5] 朝日新聞の2001年2月7日付紙面参照．

[6] "Two decades of protest at Faslane" , Guardian , Feb.12, 2001